

令和2年度

**障害児施設指導監査着眼点**

**(運営編)**

横浜市  
こども青少年局監査課

## 指摘区分について【参考】

- ・監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

<b>文書指摘事項 (要報告事項)</b>	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置(以下「改善措置」という。)をとるべき旨を文書により指導(文書指摘)します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
<b>口頭指摘事項 (通知事項)</b>	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導(口頭指摘)します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
<b>助言事項</b>	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。

◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。

## 根拠法令等について

### ● 横浜市条例・要綱等

省略標記	名称等		公布	最近改正
認可基準条例	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	条例第60号	平成24年12月28日	令和元年10月4日
通所基準条例	横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例	条例第61号	平成24年12月28日	平成30年3月27日
入所基準条例	横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例	条例第62号	平成24年12月28日	平成30年3月27日
自助共助推進条例	横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例	条例第30号	平成25年6月5日	
震災対策条例	横浜市震災対策条例	条例第4号	平成25年2月28日	平成30年3月5日
市防災計画「震災対策編」	横浜市防災計画「震災対策編」			令和2年1月
市防災計画「風水害等対策編」	横浜市防災計画「風水害等対策編」			令和2年1月

### ● 関係法令等

省略標記	名称等		公布	最近改正
消防法	消防法	法律第186号	昭和23年7月24日	平成30年6月27日
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律第57号	平成12年5月8日	平成29年5月19日
水防法	水防法	法律第193号	昭和24年6月4日	平成29年5月19日
労基法	労働基準法	法律第49号	昭和22年4月7日	平成30年12月14日
労基法施行規則	労働基準法施行規則	省令第23号	昭和22年9月1日	令和元年12月13日
労働安全衛生法	労働安全衛生法	法律第57号	昭和47年6月8日	平成元年6月14日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	労働省令第32号	昭和47年9月30日	令和元年12月13日

● 関係通知等

省略標記	名称等		公布	最近改正
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号 社援第1352号 老発第514号 児発第575号	平成12年6月7日	平成29年3月7日
指導監督の徹底について	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号	平成13年7月23日	平成30年3月30日
食事計画について	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	子母発0330第1号	平成27年3月31日	
大量調理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	衛食第85号別添	平成9年3月24日	平成29年6月16日
調理業務の委託について	構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について	障発第0331011号	平成18年3月31日	
食品の安全確保等について	社会福祉施設等における食品の安全確保等について	雇児総発0307001号	平成20年3月7日	
防火安全対策の強化について	社会福祉施設における防火安全対策の強化について	社施第107号	昭和62年9月18日	
利用者の安全確保等の強化・徹底について	障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	障障発0909第1号	平成28年9月9日	
防犯に係る安全の確保について	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号	平成28年9月15日	

<b>I 施設・事業の運営</b>	
1 管理・運営	1
2 施設・設備の管理	1
3 非常災害対策	1
4 防犯対策	2
5 衛生管理等	2
6 事故対応	3
7 地域社会との交流・連携	3
<b>II 職員の状況</b>	
1 職員配置	3
2 職員の処遇	4
<b>III 業務の質の評価・苦情解決等の取組</b>	
1 業務の質の評価	4
2 苦情解決への取組	4
<b>IV 入所者の処遇</b>	
	5
<b>V 食事</b>	
	6

## 障害児施設（運営編）指導監査着眼点

項目	着眼点	根拠法令等
<b>I 施設・事業の運営</b>		
<b>1 管理・運営</b>		
(1) 定員の遵守	入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。また、利用定員は適正か。	入所基準条例第37条 通所基準条例第12条、第66条
◆ (2) 運営規程	施設の運営についての重要事項に関する規定を定めているか。	入所基準条例第35条 通所基準条例第38条、第70条
◆ (3) 重要事項の説明	利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。また、施設内に重要事項を掲示しているか。	入所基準条例第7条、第41条 通所基準条例第13条、第44条
(4) 記録の整備	職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。また、指定入所支援、又は指定児童発達支援の提供に関する記録を整備し、5年間保存しているか。	認可基準条例第18条 入所基準条例第52条 通所基準条例第55条
<b>2 施設・設備の管理</b>		
(1) 一般原則	施設の目的を達成するために必要な設備を設けているか。	認可基準条例第5条
	施設の構造設備は、採光、換気等入所者の保健衛生及び危害防止に十分考慮して設けているか。	
(2) 設備の基準	施設種別ごとに定められた必要な設備を設けているか。また、必要な面積を確保しているか。	認可基準条例第64条、第75条、第83条、第90条 入所基準条例第6条、第54条 通所基準条例第10条、第65条
<b>3 非常災害対策</b>		
(1) 消防設備	消火器等の消火用具や、非常口など非常災害に必要な設備を設けているか。また、消防用設備の点検、及び所轄消防署長等への報告を行っているか。	認可基準条例第6条 入所基準条例第38条 通所基準条例第41条 消防法第8条、第8条の3、第17条、第17条の3の3
◆ (2) 非常災害対応	地震や火災、風水害などの非常災害時の対応マニュアルや非常災害対策計画を策定し、職員に周知され、共通理解が図られているか。また、防災備蓄品、防災備品は適切に保管されているか。	認可基準条例第6条 入所基準条例第38条 通所基準条例第41条 消防法第8条 自助共助推進条例第13条 震災対策条例第8条 市防災計画「震災対策編」 利用者の安全確保等の強化・徹底について
◆ (3) 避難訓練及び消火訓練	避難訓練、及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しているか。夜間避難訓練を実施しているか。（入所施設）	認可基準条例第6条 通所基準条例第41条 入所基準条例第38条 消防法第8条 防火安全対策の強化について
◆ (4) 洪水浸水想定区域 (5) 土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地している場合、避難計画を策定し、横浜市へ計画を提出しているか。	土砂災害防止法第8条の2 水防法第15条の3 市防災計画「風水害等対策編」
	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地している場合、避難計画を策定し、適切に訓練を実施しているか。	

## 障害児施設（運営編）指導監査着眼点

項目	着眼点	根拠法令等
<b>4 防犯対策</b>		
◆ (1) 防犯対策	<p>次の項目について必要に応じて実施しているか。</p> <p>1 日常の対応</p> <p>(1) 所内体制と職員の共通理解</p> <p>(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携</p> <p>(3) 施設等と利用者家族の取り組み</p> <p>(4) 地域との協同による防犯意識の醸成</p> <p>(5) 施設整備面における防犯に係る完全確保</p> <p>(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保</p> <p>2 不審者情報を得た場合、その他緊急時の対応</p> <p>(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒態勢</p> <p>(2) 不審者が立ち上がった場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等</p>	認可基準条例第6条 防犯に係る安全の確保について
<b>5 衛生管理等</b>		
◆ (1) 感染症及び食中毒の予防、まん延防止	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、マニュアルの整備などの必要な措置を講じているか。また、職員会議や研修等で職員に周知し、共通理解を図っているか。	認可基準条例第13条 入所基準条例第39条 通所基準条例第42条
(2) 医薬品管理	必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理しているか。	認可基準条例第13条
(3) 飲用水等の衛生管理	児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置が講じられているか。	認可基準条例第13条 入所基準条例第39条 通所基準条例第42条 大量調理マニュアル
<b>6 事故対応</b>		
◆ (1) 事故発生時の対応	事故が発生したとき、家族や横浜市等に連絡を行い、必要な措置をとっているか。また、その内容を記録しているか。	入所基準条例第50条 通所基準条例第53条
<b>7 地域社会との交流・連携</b>		
(1) 連携・事業内容の周知	地域社会との交流・連携を図り、保護者や地域に対し、施設の運営内容を説明するよう努めているか。	認可基準条例第5条 入所基準条例第49条 通所基準条例第52条
<b>II 職員の状況</b>		
<b>1 職員配置</b>		
◆ (1) 職員配置	<p>施設種別ごとに定められた職員の配置基準を満たしているか。</p> <p>(1) 定められた職種の職員を必要人数配置しているか。</p> <p>(2) 資格を要する職種の職員は、資格を有しているか。</p>	認可基準条例第65条、第76条、第84条、第91条 入所基準条例第5条、第53条 通所基準条例第6条、第7条、第56条、第63条
	他の社会福祉施設と併設する施設において、入所者の処遇に直接従事する職員を社会福祉施設の職員と兼務させていないか。	認可基準条例第9条
(2) 施設長の資格等	施設種別ごとに定められた施設長の資格等を満たしているか。	認可基準条例第66条、第76条、第85条、第92条、第97条
(3) 管理者	施設、事業所ごとに管理者を置いているか。	入所基準条例第34条 通所基準条例第8条、第9条

## 障害児施設（運営編）指導監査着眼点

項目	着眼点	根拠法令等
<b>2 職員の処遇</b>		
◆ (1) 就業規則・給与規程等	就業規則・給与規程を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。 また、労働協定を含めて、職員に周知しているか。	認可基準条例第18条 労基法第36条、第89条
(2) 職員関係帳簿の整備	職員の資格証明書、履歴書、雇用契約書又は労働条件通知書、労働者名簿を整備しているか。	認可基準条例第18条 労基法第15条、第107条、第109条 労基法施行規則第5条、第53条
	給与(賃金)台帳を整備しているか。	認可基準条例第18条 労基法第108条 労基法施行規則第54条
(3) 職員研修	職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	認可基準条例第8条
(4) 職員の健康診断	職員の健康診断を定期的に行っているか。	認可基準条例第15条 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条
<b>III 業務の質の評価・苦情解決の取組</b>		
<b>1 業務の質の評価</b>		
◆ (1) 自己評価	施設運営の内容について、自ら評価を行っているか。	認可基準条例第5条、第70条、第79条、第86条、第93条
(2) 第三者評価	定期的に第三者評価を受け、その結果を公表しているか。	認可基準条例第70条、第79条、第86条、第93条
<b>2 苦情解決の取組</b>		
◆ (1) 苦情への対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の仕組みが整備されているか。	認可基準条例第20条 入所基準条例第48条 通所基準条例第51条 苦情解決指針
	保護者等からの苦情や要望を記録し、第三者委員に報告する等、苦情解決の仕組みに基づき、迅速かつ適切に対応しているか。	
<b>IV 入所者の処遇</b>		
(1) 人権への配慮	入所者の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営しているか。	認可基準条例第5条
(2) 入所者を平等に取扱う原則	国籍、信条、社会的身分等により差別的取扱いをしていないか。	認可基準条例第10条
(3) 身体拘束等の禁止	身体拘束その他児童の行動を制限する行為を行っていないか。やむを得ず身体拘束を行う場合は、必要な事項を記録しているか。	入所基準条例第42条 通所基準条例第45条
(4) 虐待等の禁止	職員が、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (法第33条の10各号(禁止行為): 暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)	認可基準条例第11条 入所基準条例第43条 通所基準条例第46条
(5) 懲戒に係る権限の濫用禁止	施設長は、懲戒に関し入所児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなど、その権限を濫用していないか。	認可基準条例第12条 入所基準条例第44条 通所基準条例第47条
(6) 秘密保持等	業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられているか。	認可基準条例第19条 入所基準条例第45条 通所基準条例第48条



## 障害児施設（運営編）指導監査着眼点

項目	着眼点	根拠法令等
(7) 健康管理	児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断、及び臨時の健康診断を実施しているか。また、機能障害の状況を診断し、治療可能な者については、できる限り治療を行っているか。	認可基準条例第15条、第74条、第82条、第89条、第94条 入所基準条例第29条 通所基準条例第34条
(8) 預り金等の管理	預り金・給付金に関する管理規程、個人別に金銭出納状況を明らかにする帳簿を整備し、適正に管理しているか。	認可基準条例第16条 入所基準条例第32条 指導監督の徹底について
◆ (9) 支援計画の策定	児童の支援計画を策定し、これに基づいた支援がされているか。	認可基準条例第69条、第79条、第86条、第93条 入所基準条例第22条 通所基準条例第28条
<b>V 食事</b>		
(1) 調理方法	児童に食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法(当該施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行われているか。	認可基準条例第14条
(2) 調理業務の外部委託	調理業務を外部委託している場合、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されているか。	認可基準条例第14条 調理業務の委託について
◆ (3) 献立	食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであるか。	認可基準条例第14条 入所基準条例第27条 通所基準条例第32条 食事計画について
◆ (4) 食事	食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっているか。また、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。  児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	認可基準条例第14条 入所基準条例第27条 通所基準条例第32条 食事計画について
(5) 食中毒予防対策	原材料及び下処理段階の管理、加熱処理調理食品の加熱、原材料及び調理食品の温度管理等を徹底しているか。	大量調理マニュアル 食品の安全確保等について
	害虫駆除を半年に1回以上実施しているか。	
	検食を実施して、記録しているか。	
	保存食は原材料と調理済を適切に保存しているか。	
(6) 食事を調理する者の健康診断	児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に児童の食事を料理する者につき、綿密な注意が払われているか。	認可基準条例第15条 大量調理マニュアル